

佐久穂町男女共同参画計画

～ 男女共に力が出せるまちづくり ～



平成27年3月

長野県佐久穂町

佐久穂町男女共同参画計画の策定にあたって

佐久穂町では合併から10年を迎え、これからも町が継続し将来の夢を描くために、第1次行財政改革大綱を策定しました。

その大綱では、町の今ある大切な資源である『ヒト・モノ・カネ』を効率的に活用することが、何にも増し必要だと捉えています。その『ヒト』では、特に女性が参画する場を広くすることにより、町のより良い将来の明るい展望が描けると考えています。

少子高齢化や経済の長期的な低迷、ライフスタイルの多様化など、近年の社会情勢の大きな変化のなか、あらたな課題への対応や解決には女性の活躍を推進する男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

こうした状況を踏まえ、“男女共に力が出せるまちづくり”を基本理念として、家庭、地域、職場、教育の場等のあらゆる分野において、だれもが協力して男女共同参画社会を実現するため、佐久穂町男女共同参画計画を策定しました。

町ではこの計画に沿って、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施してまいります。

男女共同参画社会を実現するために、町と町民、家庭、地域団体、事業者、教育関係者が一体となり推進し、男女が共に輝いて暮らせる活力ある佐久穂町を目指してまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力を心からお願いいたします。

計画策定にあたり、熱心にご審議いただきました佐久穂町男女共同参画計画策定委員会の皆様をはじめ、ご意見やご助言をいただきました町民の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

佐久穂町長 佐々木 定男

目次

第1章 計画策定の背景.....	4
1 世界の動き	4
2 日本の動き	5
3 長野県の動き.....	6
4 佐久穂町の動き	7
第2章 男女共同参画社会とは.....	7
1 男女共同参画社会とは	7
2 なぜ、男女共同参画社会が必要なのか	7
3 男女共同参画の基本は	8
4 町民意識調査のまとめ【現状と課題】	8
第3章 計画の基本的な考え方.....	10
1 計画策定の趣旨	10
2 計画策定の目的	10
3 計画策定の位置づけ.....	10
4 計画の構成	11
5 計画の期間	11
第4章 基本理念・基本目標.....	11
1 基本理念.....	11
2 基本目標.....	11
3 施策の体系	12
第5章 計画の内容.....	14
1 男女共に認めあう意識の構築.....	14
1) 男女共同参画社会づくりに関する意識啓発の推進	14
2) 男女共同参画意識を高める多様な選択を可能にする教育及び学習の充実.....	15
3) 学習環境の一層の整備	15
4) 国際的協調と国際理解の推進	16
2 男女共に参画する地域の創造.....	16
5) 政策・方針決定の場への女性の参画の推進.....	16
6) 社会活動への男女共同参画の推進	17
7) 防災、環境、観光等の分野における男女共同参画の推進.....	17

3	男女共に活躍できる環境の整備	18
8)	男女が働きやすい環境の整備（ワークライフバランスの推進）	18
9)	女性の経済活動の支援	19
10)	活力ある農山村に向けた男女共同参画の確立.....	19
4	男女共に安らげる生活基盤の整備	20
11)	人権としての性の尊重	20
12)	男女の生涯にわたる健康支援.....	21
13)	生活の安定と福祉の充実.....	21
第6章 推進体制の強化.....		23
1	推進体制の整備	23
2	国・県など関係機関との連携.....	23
3	情報収集等の充実	23
4	支援・相談窓口	24
参考資料.....		26
資料1	男女共同参画に関する用語集	26
資料2	男女共同参画社会基本法.....	35
資料3	佐久穂町男女共同参画社会に関する町民意識調査集計表.....	41
資料4	佐久穂町男女共同参画計画策定委員会設置要綱.....	61
資料5	佐久穂町男女共同参画計画策定委員名簿.....	63

第1章 計画策定の背景

1 世界の動き

(1) 国際婦人年

国際連合は昭和50年(1975年)を「国際婦人年」として提唱し、史上初の世界女性会議を開催しました。そこで「世界行動計画」を採択し、昭和51年(1976年)から昭和60年(1985年)までを「国連婦人の10年」と定めて、女性の人権の擁護と男女平等の実現のための国際的な行動を本格的に開始しました。

(2) 女子差別撤廃条約

昭和54年(1979年)に、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)が採択されました。この条約は、あらゆる分野における性による差別の禁止と差別撤廃に必要な法的措置を講じるとともに、慣習や慣行等個人の意識も変革するよう求めています。

(3) 「ナイロビ将来戦略」の採択

昭和60年(1985年)には、「国連婦人の10年」を締めくくる世界女性会議がナイロビで開催されました。ここでは「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」(ナイロビ将来戦略)が採択され、各国が取り組むべき施策の指針が示されました。

(4) 第4回世界女性会議

平成7年(1995年)、北京で第4回世界女性会議が開催され、「女性の権利は人権である」とうたわれた「北京宣言」と、平成12年(2000年)に向けて取り組むべき12の重大問題領域と戦略目標を示した上で、平成8年(1996年)末までに各国が自国の行動計画を策定することを求めた「行動綱領」が採択されました。

(5) 女性2000年会議

平成12年(2000年)には、国連特別総会「女性2000年会議」が国連本部で開催され、北京宣言及び行動綱領の更なる実施に向けて各国が今後取るべき行動などを盛り込んだ「成果文書」と「政治宣言」が採択され、男女共同参画の推進は、まさに国際的な大きな流れとなりました。

(6) 国連婦人の地位委員会

国連本部で開催された、平成17年(2005年)の第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)、平成22年(2010年)の、第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」記念会合)では、いずれも、「北京宣言及び行動綱領」及び「女

性 2000 年会議成果文書」の実施状況を主要テーマに協議され、これらの内容を再確認し、完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める内容の宣言が採択されました。

2 日本の動き

(1) 「国内行動計画」の策定

昭和 50 年(1975 年)、国際婦人年の第 1 回目の世界女性会議で採択された「世界行動計画」を国内施策に取り入れるため、女性の地位向上のための国内本部機構として「婦人問題企画推進本部」が総理府内に設置されました。また、昭和 52 年(1977 年)には「国内行動計画」が策定され、向こう 10 年間の女性の地位向上のための目標が明らかにされました。

(2) 「女子差別撤廃条約」の批准

女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子差別撤廃条約」の批准に向けて、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)の制定、家庭科の男女共修などの国内法等の整備を進められ、昭和 60 年(1985 年)に条約が批准されました。

(3) 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」の策定

昭和 62 年(1987 年)には、ナイロビ将来戦略を受けた「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

(4) 「男女共同参画 2000 年プラン」の策定

平成 6 年(1994 年)、全閣僚をメンバーとする「男女共同参画推進本部」(本部長：内閣総理大臣)と、総理府に「男女共同参画室」が設置されるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として、「男女共同参画審議会」が設置され、国の推進体制が整備されました。

平成 8 年(1996 年)には、第 4 回世界女性会議(1995 年)の「行動綱領」等を踏まえ、新たな行動計画である「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。この計画では、平成 12 年度までに男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき施策の基本的方向と具体的な施策の内容が示されています。

(5) 「男女共同参画社会基本法」の制定

平成 11 年(1999 年)、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行う上での法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定されました。この基本法では、男女共同参画社会の形成を 21 世紀の最重要課題に位置づけ、その実現に向けての国・地方公共団体及び国民の責務と施策の基本となる事項等について明らかにしています。

また、平成 12 年(2000 年)には、この基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定され、今後実施する施策の基本的方向や具体的な施策の内容が示されました。

平成13年(2001年)、中央省庁等改革により、これまでの総理府「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」が内閣府「男女共同参画局」、「男女共同参画会議」となり、推進体制が強化されました。

(6) 「男女共同参画基本計画」(第2次・3次)の策定

平成17年(2005年)には、「男女共同参画基本計画(第2次)」が閣議決定されました。この計画には、特に重点的に取り組む事項として、平成32年(2020年)までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合が少なくとも30%程度になるよう期待し、各分野の取組を推進することや、女性の再チャレンジ支援策などが盛り込まれました。

「男女共同参画社会基本法」の施行から10年が経ち、一定の前進がみられると考えられますが、男女共同参画が十分に進まなかった面もあります。こうした状況を踏まえ、平成22年(2010年)12月、「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この計画では、少子高齢化や経済社会のグローバル化等の社会経済情勢の変化等に対応して、「男性、子どもにとっての男女共同参画」など15の重点分野が掲げられました。また、実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」が設定されました。

3 長野県の動き

(1) 第1次から第4次までの女性行動計画

昭和55年(1980年)、長野県における婦人の現状と課題を明らかにし、課題解決のための望ましい施策等の方向を示した第1次「長野県婦人行動計画」を策定し、昭和61年(1986年)、婦人行動計画の成果を評価検討し、国の動向等を踏まえて、新たに婦人行政の施策の指針となる第2次「新長野県婦人行動計画」を策定しました。平成3年(1991年)、新長野県婦人行動計画の基本的な考え方を継承し、さらに発展させて男女共同参加型社会の形成をめざすため、第3次「さわやか信州女性プラン」を策定し、それぞれ女性問題解決のための必要な施策を総合的に推進してきました。

(2) 男女共同参画計画の策定

平成13年(2001年)、男女共同参画社会基本法の制定や4次にわたる女性行動計画の成果を踏まえ、男女共同参画社会の形成を促進するため「パートナーシップながの21(長野県男女共同参画計画)」を策定しました。そして、平成14年(2002年)に制定された長野県男女共同参画社会づくり条例との整合を図るために行った平成16年(2004年)の一部改正では、重点目標と、男女共同参画の指標となる事項に関して、具体的な数値目標を設定し、透明性と客観性のある進行管理を行いました。平成19年(2007年)3月、条例が制定されてから2度目の計画となる「第2次長野県男女共同参画計画」を策定しました。平成23年(2011年)、第2次計画の目標達成の反省を踏まえて、「第3次長野県男女共同参画計画」を策定しました。

4 佐久穂町の動き

(1) 佐久穂町総合計画

平成24年(2012年)に策定した「佐久穂町総合計画(後期5か年基本計画)」では、住民と行政の協働による「男女共に力が出せるまちづくり」を目指しています。

(2) 男女共同参画計画策定に向けた町民意識調査の実施

基本計画で掲げている内容をより現実的にしていくために、男女共同参画計画を策定します。その策定に向けて、20歳以上の男女合わせて1000人を対象に町民意識調査を実施しました。

(3) さわやか佐久穂町ネットワークの設立と活動

男女共同参画社会を実現するため、平成13年(2001年)、現在の前身となる「さわやか佐久町ネットワーク」が設立され、合併に伴う改称を経て、同社会実現のためには何が肝要であるか、あるいはどのように推進していくべきかを考える機会を創出してきたとともに、機関誌を発行して啓発を進めて参りました。

また、町の人権政策の基幹事業である人権フェスティバルへは後援として参加協力し、男女共同参画をテーマとした寸劇を上演するなど、精力的に活動しています。

第2章 男女共同参画社会とは

1 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法第2条で、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」としています。

すなわち、地域・職場・家庭等あらゆる分野で、男女がお互いに尊重しあい、生きがいと誇りを持ち、利益も責任も分かちあえる社会を「男女共同参画社会」といいます。

2 なぜ、男女共同参画社会が必要なのか

少子化や高齢化による労働人口の減少、国際化、情報化の進展といった社会の変化は、男女を取り巻く環境に大きな変化を与えています。とりわけ、女性の社会進出は目覚しく、あらゆる分野において、その力はなくてはならないものとなっております。こうした女性の活躍に合わせ、男女雇用機会均等法や労働基準法などの改正が行われ、法律や制度面の整備が進められてきています。

このようなことから、「男は仕事、女は家庭」といったような性別による固定的役割分担意識にとらわれず、地域・職場・家庭等でそれぞれの個性と能力を十分に発揮できるような社会づくりが必要となっております。

3 男女共同参画の基本は

男女共同参画社会の実現は、まさに家庭や職場を含めた地域社会の中の自分自身であり、それぞれの実践の積み重ねが大切になってきます。これまで「あたりまえ」と思っていたいろいろなことに一歩立ち止まり、一人ひとりの日々の心がけを大切に、できることから始めてみましょう。

4 町民意識調査のまとめ【現状と課題】

(1) 「男女共同参画社会」の認知度について

- ①『男女共同参画社会』を「知っている」又は「聞いたことがある」割合は、67.3%。30～40代で「知っている」という回答が他の年代より低くなっています。
 - ②『ジェンダー』を「知っている」又は「聞いたことがある」割合は、30.7%。50代で、22.7%とほかの年代より低くなっています。
 - ③『ワーク・ライフ・バランス』を「知っている」又は「聞いたことがある」割合は、45.9%。20代(38.0%)、70歳以上(37.9%)がほかの年代より低くなっています。
- ①から③を比較すると、次のとおりになります。

用語	知っている	聞いたことがある	知らない
男女共同参画社会	33.3	34.0	32.8
ジェンダー	13.6	17.1	69.3
ワーク・ライフ・バランス	18.9	27.0	54.1

(2) 世の中の男女平等感について

「平等」と回答した割合は、「学校教育の場」で64.5%、「法律や制度の上」で39.0%、「家庭生活」で26.6%、「地域社会」で23.2%、「職場」で21.5%、「政治の場」で17.1%、「社会全体として」で16.8%、「社会通念・慣習・しきたり」は、13.3%となっている。

「男女平等である」と回答している割合が低くなるほど、「男性のほうが優遇されている」割合が高くなっており、特に「社会通念・慣習・しきたり」では、76.4%の人が「男性が優遇されている」と回答しています。

	男性の方が優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	男女平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている	わからない
家庭生活	16.8	40.8	26.6	6.8	2.6	6.3
学校教育の場	3.1	11.4	64.5	4.3	0.9	15.9
職場	21.8	39.1	21.5	3.4	1.1	13.0
地域社会	17.3	43.0	23.2	4.5	1.4	10.6
政治の場	28.9	42.4	17.1	1.1	0.6	9.8
法律や制度の上	14.6	28.7	39.0	2.6	0.9	14.3
社会通念・慣習・しきたり	26.7	49.7	13.3	0.3	0.3	9.7
社会全体として	17.6	54.3	16.8	2.2	0.3	8.9

(3) ライフスタイルの理想と現実について

「仕事優先」を希望する割合は5.2%だが、現実には21.6%、「仕事と家庭生活をともに優先」を希望する割合は、34.1%だが、現実には25.6%、「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先」は26.7%が希望し、現実には12.8%となっているなど、希望と現実の数値の差が大きく表れています。

理想も現実も、「仕事」と「家庭生活」をともに優先が高い割合を占めていることから、「仕事」と「家庭」を優先的に考えていることがうかがえます。

また、「仕事」と「家庭生活」などの何かを複数優先する割合は、理想が77.6%、現実が55.8%となっています。

	理想	現実
「仕事」優先	5.2	21.6
「家庭生活」優先	15.3	20.4
「地域・個人の生活」優先	2.0	2.3
「仕事」と「家庭生活」をともに優先	34.1	25.6
「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先	4.9	4.3
「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先	11.9	13.1
「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先	26.7	12.8
	100.0	100.0

(4) 男女が様々な活動に参加していくためには

「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる」割合が19.5%、「労働時間の短縮や、男女ともに取得しやすい育児、介護、ボランティア等の休暇・休業制度を普及させる」割合が15.2%、「官民ともに育児・介護にかかる施設や家事・育児・介護に係るサービスを充実させる」割合が14.5%、「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改める」割合が14.0%となっています。

	回答者数(人)	割合(%)
1 男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改める	149	14.0
2 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる	208	19.5
3 行政や民間、地域社会などにおける方針・政策決定の場に女性を積極的に登用する	102	9.6
4 雇用機会や昇進など、職場における男女の対等な取り扱いを徹底する	73	6.9
5 労働時間の短縮や、男女ともに取得しやすい育児、介護、ボランティア等の休暇・休業制度を普及させる	162	15.2
6 社会の中で男性による家事、子育て、介護、地域活動についても、その評価を高める	80	7.5
7 男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行う	45	4.2
8 男性が子育てや介護、地域活動を行うための仲間(ネットワーク)作りをすすめる	39	3.7
9 家庭や地域活動と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設ける	35	3.3
10 官民ともに育児・介護にかかる施設や家事・育児・介護に係るサービスを充実させる	154	14.5
11 その他	6	0.6
12 特に必要なことはない	12	1.1
合計	1,065	100.0

(5) 町が力を入れていくべきことについて

「仕事と育児や介護を両立させるための支援策を充実する」割合が24.7%と最も多く、「しきたりや慣習を見直すための広報や啓発を充実する」割合が15.3%、「男女の平等と相互の理解や協力について学習を充実する」割合が13.4%となっています。

仕事と育児・介護等の家庭生活やその他の活動とのバランスが取れるような環境整備。また、しきたりや慣習を見直すための広報や啓発を充実させることや、男女の平等と相互の理解や協力に関する学習の充実の希望が高いことがうかがえます。

	全体	女性	男性
しきたりや慣習を見直すための広報や啓発を充実する	15.3	14.4	16.4
男女の平等と相互の理解や協力について学習を充実する	13.4	14.6	12.1
女性を政策決定の場へ積極的に登用する	10.3	8.9	11.9
雇用機会や労働条件の男女平等について啓発を強化する	9.4	9.3	9.7
仕事と育児や介護を両立させるための支援策を充実する	24.7	27.2	21.8
女性のための相談窓口の周知を徹底し、相談員の研修を充実する	4.3	4.3	4.3
様々な分野での、チャレンジする女性に対する支援を強化する	10.6	10.4	10.8
男女共同参画に関する先進的な取組を研究し普及する	10.9	9.8	12.1
その他	1.0	1.2	0.9

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

佐久穂町では、平成19年3月に策定した佐久穂町総合計画のなかで、大きい施策のひとつ「住民と行政の協働」において、“男女共に力が出せるまちづくり”をテーマに据え、男女共同参画事業に取り組み、さわやか佐久穂町ネットワークを始めとする男女共同参画推進団体の皆様と、連携しながら男女共同参画を推進してきました。

町民の皆様の男女共同参画への理解が確実に深まってきている一方、性別で役割を決めてしまう習慣が残ったり、町の審議会委員や自治会役員など、方針決定に係る役職への女性の参画が少ないなどの課題もあります。

また、少子高齢化による労働人口の減少や若い女性の減少による地域の衰退などが懸念され、女性の更なる社会参加や女性の住みやすい地域づくりが一層重要となってきます。

この計画は、こうした佐久穂町の現状や社会情勢を踏まえ、男女共同参画施策をより総合的に推進していくための指針とします。

2 計画策定の目的

男女がお互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、個性と能力を充分発揮できる社会の構築に向けて、子育て支援と合わせ、男女の固定的な役割分担意識にとらわれないうために、佐久穂町男女共同参画計画を策定して男女共同参画を育む環境づくりを進めます。

3 計画策定の位置づけ

男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく佐久穂町の男女共同参画計画であり、町の総合計画である「佐久穂町総合計画 後期5か年基本計画（平成24年度～平成28年度）」の男女共同参画に関する個別計画です。

4 計画の構成

この計画は、男女共同参画社会を実現するために、行政と町民が共に目指すべき社会として4つの「基本目標」を示すとともに、基本的施策を推進するための具体的な取り組みを網羅し、町における総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱であると同時に、具体的な施策の実施計画としての役割を果たすものとして定めます。

5 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度を初年度として、平成30年度を目標年度とする5か年を対象とします。

なお、社会情勢の変化等により新たに計画を盛り込むべき事由が生じた場合は計画を見直します。

第4章 基本理念・基本目標

1 基本理念

この計画は、「佐久穂町総合計画 後期5か年基本計画(平成24年度～平成28年度)」を基に、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員として職場、家庭、地域、学校などあらゆる分野における活動に共に参画する機会が確保されることが大切です。

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、一人一人の個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すために、「男女共に力が出せるまちづくり」を基本理念とし計画を推進します。

2 基本目標

この計画では4つの基本目標を掲げ、各分野にわたる施策を計画的に推進し、「男女共同参画を育む環境づくり」を進めます。

1. 男女共に認めあう意識の確立【意識の構築】

男女共同参画社会は、男女が持っている身体的特性を共に認めあいながらも、性別にかかわらず、一人の人間として個性と能力が発揮でき、男女が責任を分かち合う社会です。これまでの慣行や固定的な性別役割分担にとらわれず、人権が尊重される男女共同参画への意識の構築を目指します。

2. 男女共に参画する地域の創造【地域の創造】

地域活動などのあらゆる分野に男女が共に平等に参画し関わりを持つことが、調和のとれた組織や地域を創る基礎となります。男女が対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、共に持っている経験や知識そして感性を活かし、意思決定が

できる地域の創造を目指します。

3. 男女共に活躍できる環境の整備【働きやすい環境整備】

男女共に働き、その能力を社会で発揮することは、人間としての基本的な権利であり、その活動を保証する事は社会の責務でもあります。男女が共に労働の均等な機会と平等な待遇が図られた働きやすい社会の実現に向けて、さまざまな制度や支援などの取り組みを充実させ、仕事と生活の調和がとれた働きやすい環境の整備を目指します。

4. 男女共に安らげる生活基盤の整備【生活基盤の整備】

男女がお互いの身体的特性を十分に理解し、尊厳と権利を尊重し合いお互いの生き方を認め合い、充実した人生を送ることが大切です。人権の尊重や健康の管理などの課題に対して、あらゆる機関が連携して男女一人一人が幸せな人生を送れるよう生活基盤の整備を目指します。

3 施策の体系

基本目標	施策の方向		具体的施策	
1 男女共に認めあう意識の確立 【意識の構築】	①	男女共同参画の意識づくりに関する意識啓発の推進	1	男女共同参画社会づくりに関する意識の啓発活動の推進
			2	啓発推進体制の整備
	②	男女共同参画意識を高め多様な選択を可能にする教育及び学習の充実	3	家庭における男女共同参画の意識を高める教育・学習の充実
			4	学校・保育所における男女共同参画の意識を高める教育の推進
			5	地域における男女共同参画の意識を高める生涯学習の充実
	③	学習環境の一層の整備	6	学習機会及び学習内容の充実
	④	国際的協調と国際理解の推進	7	国際的視野の醸成と国際理解の推進
2 男女共に参画する地域の創造 【地域の創造】	⑤	政策・方針決定の場への女性の参画の推進	8	行政分野における女性の参画促進
			9	雇用分野における女性の参画促進
			10	その他の分野における女性の参画促進
			11	女性の人材育成と発掘及び登用
	⑥	社会活動への男女共同参画の推進	12	地域活動への参画促進
			13	団体活動等の育成支援及びネットワーク化の促進

			14	自主的な活動への支援
	⑦	防災、環境、観光等の分野における男女共同参画の推進	15	防災、環境、観光等の分野における男女共同参画の推進
3 男女共に活躍できる環境の整備 【働きやすい環境整備】	⑧	男女が働きやすい環境の整備(ワークライフバランスの推進)	16	雇用・労働条件などにおける男女平等の推進
			17	仕事と家庭生活が両立可能な環境整備
			18	就業機会の拡大と労働環境の整備
			19	職業能力の開発支援
			20	多様な就労形態に対応可能な子育て・介護支援の充実
	⑨	女性の経済活動の支援	21	女性の新たな活躍の場を広げる意識の啓発
			22	女性の再就職に向けた支援の充実
			23	女性起業家の育成支援
	⑩	活力ある農山村に向けた男女共同参画の確立	24	女性の経済的地位の向上と就業条件の整備
			25	農業を活かした地域づくりへの支援
4 男女共に安らげる生活基盤の整備 【生活基盤の整備】	⑪	人権としての性の尊重	26	ライフステージに応じた性の尊重の意識啓発
			27	あらゆる暴力根絶のための意識啓発 相談機能の充実
			28	
	⑫	男女の生涯にわたる健康支援	29	生涯を通じた健康づくり支援
			30	性と生殖に関する健康と権利についての意識づくり
			31	健康を脅かす問題への対策の推進
	⑬	生活の安定と福祉の充実	32	ひとり親家族の生活と自立支援
			33	高齢者・障がい者・外国人が安心して暮らせる環境の整備
			34	介護者のための福祉の充実

第5章 計画の内容

1 男女共に認めあう意識の構築【意識の構築】

男女共同参画社会を実現するにあたっての大きな課題として、「男は仕事、女は家庭」といった考え方に代表される性別による固定的な役割分担の意識が根底にあります。この意識を解消していくためには、人権の尊重を基盤とした男女共同参画のための意識啓発と教育・学習の一層の取り組みを進める事が求められています。

人権尊重の視点に立った男女共同参画への意識の確立を図るため、次の取り組みを進めます。

- ①男女共同参画の意識づくりに関する意識啓発の推進
- ②男女共同参画意識を高め多様な選択を可能にする教育及び学習の充実
- ③学習環境の一層の整備
- ④国際的協調と国際理解の推進

男女共同参画社会は、男女が性別にかかわらず、一人の人間として個性と能力が発揮でき、共に責任を担う社会です。これまでの社会制度や慣行にとらわれず、人権が尊重される男女共同参画への意識の自立を目指します。

①男女共同参画の意識づくりに関する意識啓発の推進

具体的施策		関係課
1 男女共同参画社会づくりに関する意識の啓発活動の推進	<p>社会制度や慣行の背景にある固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画の理念を深め、その確立の重要性・必要性についての理解の促進を図るため、男女共同参画に関する各種資料や情報の収集を行い、広報紙やホームページ等様々な媒体を通じて啓発を行なうとともに、男女共同参画の視点を持ち、その職務を遂行する職員を育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種情報媒体の活用による啓発 ○出前講座の充実 ○情報の収集および提供 ○当該職務を遂行する職員の育成 	関係各課
2 啓発推進体制の整備	<p>男女共同参画社会づくりに向けて活動する団体やグループ等との連携による、イベントや学習活動の支援や強化を図り、庁内においては、関係各課間の連携を密にしつつ啓発推進体制の強化を図ります。</p>	住民税務課

	<ul style="list-style-type: none"> ○関係団体・グループとの連携強化 ○啓発イベントの開催や学習機会の創出 ○庁内推進体制の強化 	
--	--	--

②男女共同参画意識を高め多様な選択を可能にする教育及び学習の充実

3 家庭における男女共同参画の意識を高める教育・学習の充実	<p>家庭においては、お互いを認め合い、ともに責任を持ち、家事・育児・介護等を協力して担うことができるよう、各種講座等の学習の機会を設けるとともに啓発活動を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭における固定的役割分担意識解消のための意識啓発 ○家庭教育に関する学習機会の充実 	教育委員会 健康福祉課 こども課
4 学校・保育所における男女共同参画の意識を高める教育の推進	<p>学校や保育所においては、家庭を教育の原点とし、性別にとらわれることなく、人権尊重と思いやりの心を持ち、相互理解・協力、等しく機会が得られる共同参画に関する指導を充実させ、一人一人の個性や能力を尊重し、豊かな心が育まれるよう、園児・児童・生徒の発育段階に合わせた正しい認識の育成を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 ○教職員のための研修会の充実 ○男女共同参画の視点に立った保育・幼児教育の推進 ○保育士に対する研修会の充実 ○保護者への意識啓発 	教育委員会 こども課
5 地域における男女共同参画の意識を高める生涯学習の拡充	<p>地域において、古くからのしきたりや慣習にとらわれることなく、男女が共に地域活動に参画することが出来るよう、学習機会の創出と共に、啓発活動の推進を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習機会の提供 ○男女が共に学ぶ学習の推進 ○地域指導者の育成 ○人権尊重のための講座の充実 	総務課 住民税務課

③学習環境の一層の整備

6 学習機会及び学習内容の充実	<p>当町男女共同参画推進団体を核として、国・県等で開催される関連する講演会やセミナー等への参加を促し、町独自としても講演会等の学習機会の創出を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画の視点に立った講座や学級の開催 ○学習内容の充実 ○関係機関が実施する研修・講座等の情報提供 	住民税務課
-----------------	--	-------

④国際的協調と国際理解の推進

7 国際的視野の醸成と国際理解の推進	<p>男女共同参画に関する国際的な動向や視野、女性の社会参画に関する諸外国のデータを調査・分析のうえ開示し、町民が国際社会に関心を持ちながら男女共同参画意識が高まるよう啓発を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際理解の推進 ○海外情報の収集と提供 ○多文化共生のまちづくりの推進 	<p>総務課 教育委員会 住民税務課</p>
--------------------	--	--------------------------------

2 男女共に参画する地域の創造【地域の創造】

少子高齢化の進行、情報化や国際化の進展など私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。この様な変化に対応するために、男女が自分の個性や能力を活かしてあらゆる分野に参画し、責任を担う事が今まで以上に必要です。

男女の性別役割分担意識などの課題解決のため、以下のような取り組みを推進します。

⑤政策・方針決定の場への女性の参画の推進

⑥社会活動への男女共同参画の推進

⑦防災、環境、観光等の分野における男女共同参画の推進

町民や企業、自治会等の地域の関係団体、ボランティアやNPOなどの各種団体やグループと行政が連携して行動を進め、男女が個性や能力を発揮できる社会を目指します。

⑤政策・方針決定の場への女性の参画の推進

8 行政分野における女性の参画推進	<p>行政分野においては、町の女性職員の管理職や将来の管理職への任用につながる職への積極的な登用と多様な分野への配置に努め、仕事と育児・介護等生活との両立のための整備環境を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○管理及び指導的立場への女性の登用促進 ○職場における女性の職域の拡大 ○職場における女性の就業環境の整備 	<p>総務課</p>
9 雇用分野における女性の参画推進	<p>企業や事業所への雇用については、賃金格差や、昇進、昇格の格差の解消に向け、男女雇用機会均等法の趣旨に基づき、社会全体の活性化や職場環境や風土の改善などへの理解や取り組みを求めるよう働きかけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○管理及び指導的立場への女性の登用促進啓発 ○男女共同参画推進事業者等の情報提供 ○職場における女性の就業環境の整備促進啓発 	<p>産業振興課</p>

10 その他の分野における女性の参画促進	<p>町の審議会や委員会等における委員の選任に当たっては、団体推薦や職務指定等、選出方法の見直しを図り、女性委員の参画率の向上を目指します。</p> <p>○各種審議会等への女性の積極的な登用の促進 ○各種審議会等委員の公募制の推進</p>	関係各課 教育委員会
11 女性の人材育成と発掘及び登用	<p>女性の人材について、幅広い分野からの情報収集を進め、セミナー等の研修機会を創出し、指導的立場に任用するために必要な指導力や資質の向上を図ります。</p> <p>○政策・方針決定の場に参画する女性の人材育成 ○女性の参画の促進に関する方策の調査研究</p>	関係各課 教育委員会

⑥社会活動への男女共同参画の推進

12 地域活動への参画促進	<p>地域組織における方針決定過程への女性の参画を拡大するため、実態の把握に努めるとともに、固定的な役割分担意識の改革につながる啓発活動を行います。</p> <p>○男女の地域活動への参画の推進 ○男女共同参画に係る地域の課題を考察する機会の創出 ○地域の指導的立場として活動する女性の育成</p>	総務課 住民税務課
13 団体活動等の支援育成支援及びネットワーク化の促進	<p>まちづくりや地域活動に関わる団体に対し、活動が有効かつ積極的に推進されるよう、講師の派遣や情報提供、相談等の支援強化により育成し、協働できる体制を組織的に展開できるように推進します。</p> <p>○男女共同参画推進団体やグループと行政の連携強化 ○活動状況の把握と情報提供及び関係団体の支援</p>	関係各課
14 自主的な活動への支援	<p>自主的な活動に対する支援体制の見直しを行い、男女共同参画の機運醸成や男女共同参画による地域づくりなど地域活性化の取り組みを支援します。</p> <p>○自主的な活動に対する学習機会の創出や設立への支援</p>	住民税務課

⑦防災、環境、観光等の分野における男女共同参画の推進

15 防災、環境、観光等の分野における男女共同参画の推進	<p>防災や災害復旧において、男女のニーズを考慮し、女性の視点を活かした自主防災組織に男女共同参画を取り入れ、地域の防災力の向上を図るとともに、女性を含む消防団員の加入促進に係る広報啓発を行ないます。</p> <p>○消防団への入団促進・消防職への採用等の推進 ○平常時・災害時における対応</p> <p>環境問題に関する女性の高い関心や、豊かな知識経験を活かせるよう、情報収集に努め、女性の視点が十分に反映される体制づくを行います。</p> <p>○環境に関する情報の提供と活動支援</p>	関係各課
------------------------------	--	------

	<p>○環境負担軽減のための一人一人の取り組みの拡大 女性の割合が比較的多い観光産業従事者の貴重な経験が活かせるよう、企画・経営方針決定過程への女性の参画を増進するため、従来の役割分担意識の改善に繋がる啓発活動を行います。</p> <p>○観光事業への女性参画の推進</p>	
--	---	--

3 男女共に活躍できる環境の整備【働きやすい環境整備】

雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保や仕事と家庭、地域活動が両立できる環境を整備するとともに、様々な分野に向けてチャレンジしたい女性がいつでも、どこでも、だれでもチャレンジできる支援策の推進と、農業従事者の減少や高齢化など農山村を取り巻く状況の変化に対応して、女性の社会参画や経営への参画を推進することが必要です。

- ⑧男女が働きやすい環境の整備（ワークライフバランスの推進）
- ⑨女性の経済活動の支援
- ⑩活力ある農山村に向けた男女共同参画の確立

これらを解決するために、ワークライフバランスの推進や、女性の新たな活躍の場が広がるよう、意識の啓発を推進するとともに、農山村における女性の地位向上への支援や、各グループ間や消費者との交流機会の創出を推進します。

⑧男女が働きやすい環境の整備（ワークライフバランスの推進）

16 雇用労働条件などにおける男女平等の推進	<p>企業や事業所への雇用については、男女雇用機会均等法の趣旨に基づき、社会全体の活性化や職場環境や風土の改善などへの理解や取り組みを求めるよう働きかけます。</p> <p>○雇用における男女の機会均等に関する啓発</p> <p>○雇用主に対する男女共同参画の啓発</p>	関係各課
17 仕事と家庭生活が両立可能な環境の整備	<p>従業員の子育て支援に積極的に取り組む企業や事業所を育成するため、先進企業の調査研究を行い、個々の企業に対して、諸情勢にかんがみ、女性進出による仕事と家庭の両立の重要性について啓発を行います。</p> <p>○仕事と家庭の両立に関する各種情報の提供</p> <p>○男女が子育てと介護に関わりやすい職場づくりの啓発</p> <p>○育児・介護休業制度の普及促進</p>	産業振興課 住民税務課
18 就業機会の拡大と労働条件の整備	<p>関係機関と連携し、職業や就業に関する必要な情報の提供とともに、企業や事業所に対しては、多様な就業形態に関する改善や権利の保護など、待遇の改善が図られるよう、課題解決に向けた啓発を進めます。</p>	産業振興課

	<ul style="list-style-type: none"> ○就業に関する情報の提供 ○就業条件向上についての啓発 	
19 就業能力の開発支援	<p>職業能力の開発に関する講座や研修会の開催についての情報提供を行うとともに、女性の職業意識の向上や職業能力の開発及び育成を目的とした相談体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職業能力開発に関する各種情報の提供 ○職業能力開発についての学習機会等の充実 	産業振興課
20 多様な就労形態に対応可能な子育て・介護支援の充実	<p>働く保護者の多様な就労形態に対応した保育が可能となるよう、乳幼児保育や延長保育、一時保育の実施と共に、留守家庭の子どもに対し、放課後に安心して過ごせる場として各施設を充実させ、仕事と子育ての両立と子どもの健全な成長を支援します。また、地域包括支援センターを、介護等総合的な相談についての窓口として、支援の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育・介護支援の充実 ○多様な保育・介護に対応するための事業の推進 	こども課 健康福祉課

⑨女性の経済活動の支援

21 女性の新たな活躍の場を広げる意識の啓発	<p>企業や事業主に対し、女性の採用に対する偏見を取り除くための啓発を進めるとともに、女性のチャレンジ精神に対する意識啓発のための情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性のチャレンジ精神に対する意識啓発 ○仕事と子育ての両立支援 	産業振興課
22 女性の再就職に向けた支援の充実	<p>結婚や子育て、介護などで仕事を一時中断し、その後再就職を希望する方を対象とした情報提供、また、女性の就職、転職、再就職などの各種情報の収集および提供を図るとともに、相談体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○再就職希望者への各種情報の提供 ○再就職や転職などに関する相談体制の充実 	関係各課
23 女性起業家の育成支援	<p>新しく事業を起こそうとする女性に対して、相談体制の充実を図るとともに、起業向けセミナーやスキルアップのための研修等の各種情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性起業家に対する各種情報の提供 ○女性起業家に対する相談体制の充実 	産業振興課 住民税務課

⑩活力ある農山村に向けた男女共同参画の確立

24 女性の経済的地位の向上と就業条件の整備	<p>新規就農希望者に関する基礎知識の習得のためのセミナーや研修会等の情報提供とともに、農村女性活動グループの活動支援や、他の女性農業者への啓発を通じ、グループの拡大と活動への参画を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新規就農希望者に対する各種情報提供 	産業振興課
------------------------	--	-------

	○農村女性グループの育成と活動支援	
25 農業を活かした地域づくりへの支援	<p>農業に従事する家庭での家族経営協定の締結を促進し、男女が対等に経営に参画できるよう啓発するとともに、グループ活動を発表する機会や各グループ間及び消費者と交流する機会を創出し、地域農業の活性化を支援します。</p> <p>○農業経営における男女共同参画の推進</p> <p>○農村女性グループと消費者の連携機会の創出</p>	産業振興課

4 男女共に安らげる生活基盤の整備【生活基盤の整備】

心豊かに暮らすことができる生活実現のためには、男女がお互いの性を平等克つ対等なものとして尊重し合い、充実した生活基盤を強化することが肝要です。

男女が共にお互いの身体的特性を理解し合い、人権を尊重しつつ生きていくことやお互いの生き方を認め合い、充実した人生を送ることが重要です。

- ⑪人権としての性の尊重
- ⑫男女の生涯にわたる健康支援
- ⑬生活の安定と福祉の充実

課題解決のため、家庭、学校、地域、社会が一体となって進める事が必要で、心身ともに健康で豊かな暮らしを営むために、女性も男性も、町民も行政も共に連携して推進で来るよう、施策を進めます。

⑪人権としての性の尊重

26 ライフステージに応じた性の尊重の意識啓発	<p>乳幼児期から高齢期に応じてお互いの性の尊重教育を深めるため、家庭においては生命や健康を大切に、男女共同参画の家庭づくりの意識啓発を進め、保育所や学校では性の科学的な知識を学習する中から人権尊重・男女平等の意識を養う教育の重要性につき、周知・啓発を行ないます。</p> <p>○人権としての性の尊重に関する意識の啓発と教育</p> <p>○各関係機関との連携の充実</p>	関係各課
27 あらゆる暴力根絶のための意識啓発	<p>あらゆる暴力根絶のため、広報紙やホームページ等様々な媒体を用いての啓発はもとより、ドメスティック・バイオレンス、性犯罪、ストーカー行為については、関係機関と連携して安全確保を最優先し、暴力から逃れ、自立できる保護救済体制を整備します。また、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びマタニティー・ハラスメントについては、地域や企業・事業所に意識啓発を行ないます。</p>	総務課 住民税務課

	<ul style="list-style-type: none"> ○ドメスティック・バイオレンス防止の意識啓発 ○暴力を受けた方に対する支援 ○セクシャル、パワー及びマタニティー・ハラスメント防止の意識啓発 	
28 相談機能の充実	<p>人権や性についての相談機能を充実し、ライフステージに応じた性に関する相談、暴力やセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びマタニティー・ハラスメントに関する相談窓口の充実を図り、その体制を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の設置 ○県関係機関窓口との連携強化と情報提供 	関係各課

⑫男女の生涯にわたる健康支援

29 生涯を通じた健康づくり支援	<p>広報紙等による健康づくりを普及するとともに、保健推進員、健康づくり員や食生活改善推進協議会員を核として、町民の健康づくりを推進します。また、性差医療の必要性が十分理解されるよう、取り組みを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり対策の推進 ○健康増進のための支援の充実 	健康福祉課
30 性と生殖に関する健康と権利についての意識づくり	<p>男女共に健康の自己決定権が生涯を通じて保障されるよう、特に女性が、主体的に、いつ、何人の子供を産みたいのか、あるいは生みたくないのかを選ぶ自由、そして、安全な妊娠と出産をする意識の育成に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透 ○母子保健事業の周知徹底 ○不妊に悩む方に対する相談や情報提供 	健康福祉課
31 健康を脅かす問題への対策の推進	<p>薬物乱用や喫煙、飲酒等の人体への影響についての情報を提供し、乱用防止の普及啓発を進めます。また、性感染症についての正しい知識を広めて感染を予防するとともに、患者、感染者への正しい理解がなされるよう啓発を行ないます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康を脅かす性感染症対策の推進 ○健康に影響を及ぼす有害物質への対応 	健康福祉課

⑬生活の安定と福祉の充実

32 ひとり親家族の生活と自立支援	<p>関係機関との連携により、子育て支援の充実、経済的負担の軽減のための方策の相談体制の整備など、ひとり親家庭の自立に向けて支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談及び支援の充実 ○子育て支援の充実 ○経済的負担の軽減 	健康福祉課 こども課
-------------------	---	---------------

第6章 推進体制の強化

1 推進体制の整備

1. 庁内推進体制の整備

男女共同参画社会を目指した施策は、福祉・保健・教育など行政全般にわたっているため、関係課との連携をより密にし、効果的な推進を図ります。

また、町職員が男女共同参画について鋭敏な視点を持って施策を推進できるようにするため、研修を充実させるとともに、町が作成・発行する広報や出版物について、性別に基づく固定観念にとらわれない表現につき、十分に配慮します。

2. 計画の進捗状況の点検と評価

計画を実行性のあるものにするために、進捗状況を把握しつつ、必要に応じて男女共同参画に関する実態調査を実施し、その結果を解析・研究するとともに、計画推進に反映させ、町の施策を男女共同参画の視点から点検評価する機能を整備します。

3. 男女格差の改善措置

政策・方針決定の場（審議会等）への女性の参画を促進するため、町の、管理監督者層への登用を促進します。

4. 町民との連携による推進体制の整備

計画を推進していくためには、男女共同参画への理解を広げるとともに、町民の積極的な参画が必須であり、これを促進するため、各種事業を通じて意識啓発を行ないながら、町民との連携を強化し、計画を推進します。

また、計画推進のための体制を整備するとともに、男女共同参画社会づくりに向けて活動するグループとの連携の強化と、男女共同参画に関する学習や研究を行っている個人や団体、町民の自主的な活動に対して情報提供等の支援を行います。

2 国・県など関係機関との連携

男女共同参画に係る施策は広範囲で多岐にわたっており、町単独での対応が困難な施策も少なくないことから、国や県、他市町村との連携により、より充実した事業の推進を図ります。

3 情報収集等の充実

男女共同参画の推進のために、国・県や他市町村等から得られた情報や先進的な取り組み事例等の収集を行い、企業・事業所や各種団体との共働の推進を図ります。

4 支援・相談窓口

◇人権、困りごと、悩みごと

相談機関	相談内容	電話番号	窓口
町関係	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関すること ・人権に関する各種相談 ・行政に関する各種相談 ・子育てに関する各種相談 ・児童（0～18歳）に関する相談 ・高齢者（65歳以上）に関する相談 <li style="text-align: center;">// ・障がい者に関する相談 ・DVに関する相談 ・子ども教育相談（いじめ・不登校など） <li style="text-align: center;">// ・福祉に関する相談 <li style="text-align: center;">// 	<p>86-2527</p> <p>86-2525</p> <p>86-2340</p> <p>86-2528</p> <p>86-1550</p> <p>86-2528</p> <p>86-4940</p> <p>86-4273</p>	<p>住民税務課・人権政策係</p> <p>住民税務課・人権政策係</p> <p>総務課・庶務係</p> <p>こども課・こども支援係</p> <p>こども課・こども支援係</p> <p>健康福祉課・高齢者係</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>健康福祉課・福祉係</p> <p>住民税務課・人権政策係</p> <p>教育委員会</p> <p>こども課・こども支援係</p> <p>健康福祉課・福祉係</p> <p>社会福祉協議会</p>
男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための一般相談、法律相談、カウンセリング ・男性相談 	0266-22-8822	県人権・男女共同参画課
女性相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の生活上の相談 	026-235-5710	県こども・家庭課
長野県人権啓発センター	<ul style="list-style-type: none"> ・人権相談 	026-274-3232	県人権・男女共同参画課
長野地方法務局佐久支局	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における人権相談 	0267-67-2272	長野地方法務局人権擁護課
長野県児童虐待・DV 24時間ホットライン	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待に対する通告、相談及びDVなどに関する通報・相談 	0263-91-2410	県こども・家庭課
県警地域安全推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の未然防止、DV、ストーカー被害に関する相談 	026-233-9110	県警生活安全企画課
県警女性被害犯罪ダイヤル	<ul style="list-style-type: none"> ・女性被害犯罪に関すること 	026-234-8110	県警捜査第一課
少年サポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・非行問題やいじめ等学校問題、児童虐待等家庭問題等少年問題の相談（20歳未満） 	026-232-4970	県警少年課
佐久保健福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の生活全般の相談 	0267-63-3142	県こども・家庭課
佐久広域連合障害者相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の生活全般に関する相談 	0267-63-5177	県障がい者支援課
長野県国際化協会	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の日常生活に関する相談 	026-235-7186	県国際課

◇健康、心身の悩み

相談機関	相談内容	電話番号	
町関係	<ul style="list-style-type: none"> • 健康相談 <li style="text-align: center;">// • 高齢者相談 <li style="text-align: center;">// <li style="text-align: center;">// • 障がい者相談 <li style="text-align: center;">// 	86-2528 86-2528 86-2528 86-1550 86-4273 86-2528	健康福祉課・健康づくり係 健康福祉課・保健係 健康福祉課・高齢者係 地域包括支援センター 社会福祉協議会 健康福祉課・福祉係 社会福祉協議会
佐久保健福祉事務所 精神保健福祉センター 長野県看護協会 佐久保健福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> • 性、異性問題、母体保護に関する相談 • 精神疾患や心の健康に関する相談 • 不妊に関する相談 • 覚せい剤等薬物乱用に関する相談 	0267-63-3142 026-227-1810 0263-35-1012 0267-63-3165	県子ども・家庭課 県保健・疾病対策課 県保健・疾病対策課 県薬事管理課

◇労働、就労

相談機関	相談内容	電話	
長野労務局雇用均等室	<ul style="list-style-type: none"> • 職場における性別を理由とした差別や育児休業、介護休業などに関する相談 	026-227-0125	
小諸労働基準監督署	<ul style="list-style-type: none"> • 労働条件に関すること 	0267-22-1760	長野労務局
ハローワーク佐久	<ul style="list-style-type: none"> • 職業紹介、雇用保険等に関すること 	0267-62-8609	長野労務局
長野保健福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> • ひとり親家庭の就業に関する相談 	026-225-9085	県子ども・家庭課
佐久農業改良普及センター	<ul style="list-style-type: none"> • 農業者に対する技術指導及び新規就農相談 	0267-63-3146	県農業技術課、農村振興課

◇ボランティア、NPO、消費生活

相談機関	相談内容	電話番号	窓口
県民文化部県民協働課 県消費生活センター	<ul style="list-style-type: none"> • ボランティア、NPOに関する相談 • 消費生活に関する相談 	026-235-7189 026-223-6777	県民協働課消費生活室